

令和5年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年3月27日(月) 午前9時00分～11時50分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 会長   | 12番 | 前田浩二  |
| 会長代理 | 11番 | 久木山純広 |
|      | 1番  | 池田善之  |
|      | 2番  | 蓑手幹夫  |
|      | 3番  | 樋ノ口正信 |
|      | 4番  | 川畑千秋  |
|      | 5番  | 西美香   |
|      | 6番  | 木場由美子 |
|      | 7番  | 野元京子  |
|      | 8番  | 古賀久美子 |
|      | 9番  | 西村四男  |
|      | 10番 | 外薊健藏  |

出席農地利用最適化推進委員(3人)

|        |       |
|--------|-------|
| 串木野地区1 | 藤園宗男  |
| 串木野地区2 | 井手迫正博 |
| 市来地区   | 永井美治  |

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (2番 蓑手 幹夫 委員 ・ 3番 樋ノ口 正信 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| 日程第1 報告議案第6号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について    |
| 日程第2 報告議案第7号 | 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)について |
| 日程第3 議案第17号  | 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について       |
| 日程第4 議案第18号  | 非農地証明願(2件)について                    |
| 日程第5 議案第19号  | 農用地利用集積計画(一括方式)案(新規7件)について        |
| 日程第6 議案第20号  | 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について      |
| 日程第7 議案第21号  | いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について      |

## 会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第3回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。会長よりごあいさつをいただきます。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 ありがとうございます。それでは、令和5年第3回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長よりお願いいたします。
- 議長 それでは会議規則に基づき、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局より本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。
- 局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、お手元の会次第に従いまして、進めてまいります。
- 議長 議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名してよろしいでしょうか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 議長 ありがとうございます。それでは本日の議事録署名委員に、2番 蓑手幹夫 委員、3番 樋ノ口正信 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは早速議事に入ります。
- 議長 日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
- 棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてです。後程12ページの

日程第5議案第19号農用地利用集積計画書案（一括方式）の6番にてご審議いただきますが、新たな耕作者と中間管理事業を介して契約を行うための解約です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。今回は1件です。後程中間管理事業の一括方式のところで、貸借の契約が上がってくるための解約のようです。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件につきましては、通知のとおり受理することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第2報告議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件についてであります。2ページをお開きください。平成29年5月15日付指令農振第5-86号の取り消しについての申請です。申請人は市内に居住しており、平成29年4月14日妻から土地を使用貸借し、アパートを建築するため申請書を提出し、同年5月15日許可を得ましたが、建築資金の融資が難航し、今回その計画を取りやめるため、取り消し願いをするものであります。また、取り消した土地の一部を利用し、一般住宅の建築で娘から今回5条申請も提出されております。

議長

ただ今事務局から説明がありました。平成29年に申請があつて、転用許可を出した案件ですが、資金の融資が難航して、その計画を取りやめるということで、今回取り消し願いが上がってきたということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

ちょっと、私の方から質問をしいいいですか。平成29年と言いますと約6年前ですが、結局取下げをしたということで、現地は当時の申請のままで、何ら動きがないということになると思うんですが、そ

の間事務局として、代理人からそういった動きについての報告とかはあったんでしょうか。農業委員会として進行管理と言いますか、許可を出した分については工事の進捗状況とか、或いは完成後は地目変更の届とかあると思うんですが、そういったものが6年間無いことに対して、どういった対応をしてくているのか、或いはしてこなかったのか、そこらあたりを報告してください。

松原主査

今回申請があったことによって発覚したものでありますので、この申請に対して、転用がきちんとされていたかということは把握ができていませんでした。

議長

ここ1～2年、特に久木山代理が意見を述べられて、転用許可を出したのに着工をしていないのが幾つかあるということで、その再調査とか進行管理をきちんとしないといけないということで、定期的に調査をしたり、或いは総会の中でも意見が出たりするんですが、そういったことをしておけば、何らかの動きがわかるんじゃないかと思っております。ですから6年の間、今回は取り消しならいいですけど、その間に動きを把握する必要があるのではないかと考えておりますので、転用許可を出した分についての進捗管理ですかね、そういったところは、お互い、例えば現地調査を担当された方についても、自分が現地調査をした分について、その後どうなっているのかという程度は、何ヶ月かに1回は現地を見て回るとかいうことも必要じゃないのかなと思います。是非そういったものは、事務局を含めて対応していただけたらと思っております。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

また、一部を使って5条申請が出てくるということで、そこらあたりとの関連もありますので、特にご質疑なければお諮りします。日程第2報告議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり取り消しをすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しにつきましては、申請のとおり取り消しすることで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですので、

2 件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告終了後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第 3 議案第 17 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請2件についてであります。4ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは、前議案の取り消した土地の一部になります。譲受人は現在借家住まいで、昨年末の婚姻及び両親の世話等を考慮し、母より申請地を贈与により譲り受け、住宅を新築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を池田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1 番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について説明をいたします。3月 22 日午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と私が調査を実施しました。申請地は第3種農地で第1種低層住居専用地です。位置図は4ページ、5ページを参照してください。転用の目的は現在借家住まいで、昨年末の婚姻及び両親の世話等を考慮し、申請地を贈与で譲り受けて住宅を建築したいためです。譲受人による事業計画書、融資証明書等5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲には農地は無く、北側は雑種地、西側は宅地、南側は譲渡人の平地、東側は道路です。東側公道方面にはコンクリートを張り駐車場にし、その他の部分はブロック積みをして、土砂の流出を防ぐそうです。雨水排水は自然流下で、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に流す計画です。許可後着工し、9月頃の完成予定だそうです。以上のことから、何ら問題は無いと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。6ページをお開きください。譲受人は現在、借家住まいで手狭であるため、持分 1/2 ずつで申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請です。第3種農地で第1種住居専用地域内にある農地です。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2 番蓑手です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No.2につ

いての調査報告です。3月22日（水）午前9時から、現地で申請人の代理人立会いのもと、西村委員と私が調査をしました。位置図は資料の6ページ、7ページを参照してください。申請地は第3種農地で第1種住居専用地域で、転用の目的は譲受人は借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築するために転用したいということです。申請地付近の状況は農地はなく、北側と西側は宅地、南側と東側は道路の角地にあり、影響はないと考えられます。目的の確実性は、資金は融資証明書が添付され、許可され次第5月に着工、8月に完成する予定ということです。造成工事等は現状のままで利用し、公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水処理は溜枡を設置し水路放流となっております。隣接する西側宅地との境界にブロックを積むよう指示をしてあります。その他備考欄に記載してある書類が提出されています。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。以上2件について事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず4ページ、5ページのNo.1にいて、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。それでは次の6ページ、7ページのNo.2について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第3議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回は2件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可すること決定をいたしました。

次に進みます。日程第4議案第18号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は2件でございます。2件とも、違反転用の事案ということで、これまで農業委員の方で指導をしてきた案件でござい

ますので、現地調査の報告は省略して、事務局の説明の後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第4議案第18号非農地証明願2件についてであります。

8ページをお開きください。No.1 について説明いたします。亡くなった父が、申請が必要と知らずに昭和50年に住宅を建築し、平成10年に車庫を増設し現在に至っている状況です。

続きましてNo.2について説明いたします。10ページをお開きください。こちらでも亡くなった父親が、申請が必要と知らずに平成11年に〇〇に倉庫を建て、その際〇〇と〇〇を通路として使用し、現在に至っている状況です。

議長

今、2件について事務局の方から説明がありました。質疑に入りたいと思います。まず8ページ、9ページのNo.1にいて、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、10ページ、11ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、一括してお諮りします。日程第4議案第18号非農地証明願今回は2件ですが、2件とも申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第18号非農地証明願2件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第5議案第19号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回の関連する委員、〇〇委員は申し訳ありません、ご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

12 ページをお願いします。日程第 5 議案第 19 号 3 月 31 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 7 件 10 筆 5,016 m<sup>2</sup>です。全て新規の契約です。1 ページの日程第 1 報告議案第 6 号の合意解約通知にてご審議いただきました農地が 6 番です。今回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する 1 番と 2 番を含み、全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局から説明がございました。今回は 7 件 10 筆 5,016 m<sup>2</sup>ということでございます。借人は〇〇さんと、〇〇ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第 5 議案第 19 号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、12 ページに掲載の内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第 5 議案第 19 号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、12 ページに記載の 7 件 10 筆 5,016 m<sup>2</sup>について、説明があったとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

**〇〇委員着席後**

議長

次に進みます。日程第 6 議案第 20 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

篠原主幹

資料の 13 ページをお願いします。日程第 6 議案第 20 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正（案）についてご説明申し上げます。この件につきましては、令和 4 年 4 月に農業委員及び農地利用最適化推進委員が新たに選任されたことに伴い、初年度においてこの指針を策定するというので、令和 4 年第 5 回総会、昨年の 5 月において審議、承認されましたが、先日県から法改正等を踏まえ修正をし

ていただきたいとの通知があったことから、県作成の参考例を基に修正を行うものであります。3年毎に再策定をするものであることから、基本的な数値の目標等はそのままで、文言等の修正を行いました。修正部分は太字の部分です。13 ページの第1 基本的な考え方は、上から9行目の太字部分、「を図るため」から、「に基づいて」までを追加してあります。次の太字部分「した利用調整」も追加です。その下の行「地域の強みを活かしながら、」も追加です。2行下「いちき串木野市」から、「評価方法等」までは修正してあります。次の行「改正」から「示すものであり、」は追加です。

次のページをお願いします。14 ページ第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法は、以前のものは、15 ページの遊休農地関係が1番でしたが、最適化活動は、農地集積が最も重要であるとのことから1番と2番を入れ替えてあります。ここは、真ん中あたりに参考として「担い手の育成・確保」という表が追加されました。真ん中あたりの表をご覧ください。現状は総農家数 746 戸、主業農家数は 303 戸、認定農業者 39 経営体、認定新規就農者 6 経営体、基本構想水準到達者 18 経営体、特定農業団体その他の集落営農組織 2 団体、これは農林業センサスと農政課から頂いた資料により作成いたしました。目標につきましては、いちき串木野市担い手育成総合支援協議会アクションプログラムより数字を抜粋して、そこから計算して 10 年後の数値を入れてあります。次の(2)の①につきましては、「人農地プラン」から、「地域計画」に修正してあります。以前は人農地プランとなっております。その下の太字の部分は、「地域計画」へ修正してあります。

次の 15 ページの上から4行目についても『「地域計画」素案作成・見直し』に修正、次の真ん中あたりについては、「都道府県知事の裁定」から「農地中間管理機構を通じて」に修正されています。次の真ん中あたりの(3)は、担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法について、今回追加で入れてあります。

16 ページをお願いします。(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法につきましては、上から9行目の太字部分、「適宜実施する」から「日常的に実施する」に修正してあります。2行下の『利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る」という分を追加してあります。その※にありますように、農業委員会サポートシステムとは、農地台帳に記録している農地台帳を電子化、地図化してインターネット上に公開するためのシステムです。次の下の太字部分「(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法」は追加で入れてあります。

次の 17 ページをお願いします。3 新規参入の促進については、(1)の目標の表のところは、以前は新規参入数を経営体という表現でしてありましたが、今回個人と法人と分けた形に修正してありま

す。その下の（２）の太字部分も以前の「（法人を含む）」から「（個人、法人）」へ修正してあります。その下②新規就農フェア等への参加については追加で入れてあります。次の③の太字は、「十分でない」から「不足している」に修正、次の太字部分も、「企業」から「企業の農業参入」に修正してあります。その下の④のところも「個人、法人」へ修正、次の太字は「後見人等の役割を担う」に修正してあります。

最後に 18 ページをお願いします。「（３）新規参入の促進の評価方法」と、その下の『第３「地域計画」の目標を達成するための役割』については、今回追加で入れてあります。以上が修正部分になります。ご審議方よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から修正とか新たに追加で挿入したもの、順番を入れ替えたものの説明がありました。まず、最初の 13 ページのところの法律改正に伴う文言の修正ですが、ここについて何かございませんでしょうか。お手元に元の資料がないので比較の仕様がなと思います。

篠原主幹

以前からの資料をお持ちの方は、５月の総会の時の 30 ページからになります。

議長

去年の５月の第５回農業委員会総会、持ってきていらっしゃらない方もおられるかもしれませんが。基盤強化法が改正されたことを受けて、それに関連する文章を入れてあるということだと思います。なお大きく違ってきているのが、真ん中あたりの「以上のような観点」から、その最後のところで「指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等」ここらあたりが新しく入ってきている訳ですね、評価方法がですね。以前はなかったんですけど、評価方法が入ってきているということをここでおっしゃいます。それと、最後のところは「基本構想を踏まえた長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すもの」です。13 ページは、いいですか。

次に 14 ページを見てください。昨年の方は、１番目が遊休農地の発生防止・解消についてというタイトルだったんですが、それが２番に行って、２番にあった担い手への農地利用の集積・集約化が１番に繰り上がっているということが、まず違います。それと、担い手の育成・確保の具体的な内訳を、どういったものが担い手なのかということを経営状況、３年後、１０年後の具体的な数字を入れ込んであるということです。これは、参考数値ということのようです。これが大きく変わっている点で、上の表は変わってはいないですね。それと、14 ページ

ジの1番下のところが、今まで「人農地プラン」についてということだったんですが、これが「地域計画」の素案作成・見直しについてというタイトルに変わっております。そして、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の素案作成と見直しに取り組むということです。これは農業委員会として、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の目標地図の素案作成ではないんですか。農業委員会として、市農政課と連携し、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の目標地図の素案作成と見直しに取り組む。地域計画は市町村が、市農政課が作って、農業委員会がそれに添付する目標地図の素案を作るという位置づけだと思いますが。

篠原主幹

議長から検討会の時にもお話があったんですが、県から示された文書に関しては、地域計画の作成見直しに主体的に取り組むという形になっていたんですけれども、議長から指摘がありましたとおり、農業委員会としては、地域計画の素案作成に関して、具体的には中間管理機構と協力しながら進めるということで、主体的ではないという形で県の農業会議の方に話をして、そこを「素案作成」というように書き換えてもいいですかと尋ねましたところ、それでよろしいですということでしたので、「素案作成」という形にして、主体的にということを削除したところです。

議長

それはいいんですが、地域計画に付随する目標地図の素案作成なんですよ、厳密に言うと。皆さんの方から何かございませんか。

井手迫推進委員

14 ページについて、いいですか。

議長

はい、どうぞ。

井手迫推進委員

14 ページの【参考】担い手の育成・確保、この数字は、前の5月の時には総農家数が746戸あって、自給的農家数が443戸あって、303戸は販売農家数ということで、前回の35ページに載っているんですが、そういう表現でいいんですか。( )にしてあるのは、販売農家数という意味ですか。

篠原主幹

はい。

井手迫推進委員

このように書かないと、見る人にはわかりにくいんじゃないですか。前の5月の議案の35ページには書いてあるんですよ。総農家数が746戸で、303戸は販売農家数という意味だということわかるん

ですけど、下の方には販売農家数のうち、主業農家数が 47 戸、準主業農家数が 34 戸、副業的農家数が 222 戸なっていますよね。

議長                    本当に、総農家数の（うち、主業農家数）というのは、販売農家数にしないとおかしいですよ。主業農家数は 47 戸ですよ、現状は。303 戸は、販売農家数ですから、ここは販売農家数に変えないといけないんじゃないですか、上のタイトルのところは。そうするか、うち主業農家数というところを残せば、303 戸ではなくて 47 戸ということになるんじゃないですか、現状の令和 4 年 3 月は。

篠原主幹              わかりました、県に確認をします。

議長                    下の注記には主業農家数と書いてありますから、主業農家数が正しいのであれば、303 戸ではなくて 47 戸ですよ。そこは、確認をしてください。

篠原主幹              もし修正があった場合には、修正をして県に報告します。

議長                    次回報告をしてください。

篠原主幹              はい。

議長                    ありがとうございます。15 ページはどうでしょうか。真ん中の（3）新しく評価方法が追加されているところです。いいですか。

それでは次の 16 ページは、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施するところが、日常的に実施するということです。利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。これについては、新たに追加されているところです。皆さん、農業委員会サポートシステムはお分かりですよ。

永井推進委員          農地ナビのことではないですか。

議長                    農地ナビです。今現在のところは、アプリが無いから使われていないんですけど、今後意向調査の結果なんかも入力できるようなシステムに変わっていくということのようです。これは、全国版のものを各都道府県、農業委員会で使うということです。今現在は本市の場合は、本市独自の農地台帳システムというのを持っています。それは、全国の農地ナビとは全然つながっていないんです。

篠原主幹           ただ入力データをアップデートという形で、サポートシステムの方にデータを移しているんです。

議長               それは、自動的じゃなくて、人力で移し替えていかないといけないんですか。それは今からも毎年出てくるんですか。

篠原主幹           そうですね。

議長               それは、1年に1回ですか。それとも随時ですか。

篠原主幹           年に1回以上ということになっています。

議長               1番下の（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法、これも新たに追加されているということで、遊休農地の割合により評価するとなっております。

西委員            すみません。

議長               はい、どうぞ。

西委員            農業委員会サポートシステムが、使えるようになるのは、いつですか。まだこれからですか。

篠原主幹           実際、サポートシステムは稼働しているんですけども。

西委員            はい、農地ナビは見ることはできますけど、それを入力はまだできないんですよ。

篠原主幹           今度の利用状況調査の時には、使える形で進んではいるんですけども、この間研修があったんですけども、入力が結構ややこしい部分もあって、令和5年度の調査の時には紙ベースと並行して、タブレットが3台ありますので、タブレットでは今どこにいるのか把握できるようになっていますので、それを使いながら、紙も使って調査をしていただくように進めようと考えています。

永井推進委員      3台はもうちょっと増やす計画はないんですか。

篠原主幹           当初ですね、一昨年、12月に国から推進委員の半分の台数を買ってくれと急に言ってきて、本市の場合は3人しか推進委員はいないので、2台では少ないので、班に1台という形で3月補正で進めて、国

が全部補助金で出すということでした。それ以降、国が農業委員 1 人に 1 台持っていた方がいいんじゃないかという形で段々話が変わってきました。行く行くは、委員 1 人に 1 台になってくるのかなと思っています。利用状況調査も入力できるような状態になっていくと、紙がいらなくなってくる訳なんですけど、急に変えるとなると難しいのかなと思いますので、令和 5 年度に関しては並行して使っていただければと考えております。

議長

16 ページはよろしいですか。

17 ページですが、上の表の新規参入促進目標のところ、今までは左側の新規参入者数が経営体という単位になっていたんです。新規参入者個人ですね、法人を含むという形で一緒になった数字だったんですが、個人と法人にあえて分けた表に今回なったということで、トータルとしては前回の表と変わらないんですが、法人の 3 年後の表のところに 1 法人となっておりますが、これは〇〇を想定してここに 1 法人と入れてあります。具体的にそういう動きが出てきているものですから 1 法人というのを入れて、3 だった個人のところを 2 に減らしてある、トータル 3 に変わりはない、そういった表現にしてあります。目標のところも一緒です。それから真ん中のところの②の新規就農フェア等への参加についても追加で入れてあります。ここの部分は、県の農業会議が新規就農相談会というのを県民交流センターでするんですけど、そればかりでなくても昨年の実績の場合は、県の各振興局が主催する日置地域の新規就農者のはげましの会というのがあったりするんですが、そういったものも新規就農フェア等に含まれるということで、それには私が参加をして 1 人以上出席をするということになっているものですから、私が参加をしたことでその実績があったということになっているわけです。今後もそういった形で対応していくことになろうかと思います。企業参入のところは、少し表現を変えてあります。同じような趣旨なんですけど。担い手が不足している地域、担い手が十分いない地域というのが不足している地域で、内容的には変わらないそうです。一番最後のところの後見人等の役割を担うとはどういう意味ですか。昨年のは地域の身近な世話役として相談活動を実施するということになっています。後見人等の役割を担うとは、わりと突っ込んだ表現になっていますね。

篠原主幹

そうですね、表現を変えて、若干突っ込んだ形に変えてあるようです。

議長

より積極的にサポートをしていく、フォローアップをしていくとい

う位置づけなんでしょうね。

18 ページ、（３）新規参入の促進の評価方法、これも新しく追加、新規参入者の数、個人、法人の数により評価。それから最後の第３「地域計画」の目標を達成するための役割、本市においては作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向把握、「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用働きかけ、「地域計画」の定期的な見直しへの協力、というのが新しく入ってきたものです。地域計画を作ることに関連して新たに入れたものだと思います。よろしいですか、特におかしいところはないと思いますが、今日のところはこれで判断いただいて、あと具体的な字句の修正があるところは予想されるんですか。さっきの主業農家数のところだけを確認して、後は今日書いてあるこれとおりで。ちょっと、14 ページの下が引っかかるんですが、地域計画の目標地図の素案じゃないのかなと思うんですが。それでは 14 ページの真ん中の表の主業農家数の数字はどっちが正しいのか、そこを確認をしていただくということを、１つの課題として、後は今日示されたこの内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第６議案第 20 号いちき串木野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部修正については、説明のあったとおりの内容で修正することで決定をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、日程第 7 議案第 21 号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

まず、訂正がありましたので、配付してあります議案と差替えをお願いいたします。日程第 7 議案第 21 号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見 1 件についてであります。19 ページをお開きください。いちき串木野農業振興地域整備計画の変更申請（農用地区域の用途変更）が提出されたことに伴い、いちき串木野市長からいちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められましたので、20 ページのとおり回答しようとするものであります。変更内容としては 21 ページから 24 ページで、今回の申請は〇〇より、有機農業研究室、野菜調整室、事務所の建設予定に伴い、現在の用途の田から農業用施設への農用地利用計画の変更申請が提出されたことによるものです。なお、用途区分の変更で、当該変更に係る土地の

面積が 2,455 m<sup>2</sup>で、1ha を超えていないため、軽微な変更となっております。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長                      それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員                10 番外菌です。日程第 7 議案第 21 号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農用地区域用途区分変更申出調書の調査報告をいたします。3月 22 日午後2時 30 分より、農政課農林係職員立会いのもと、樋ノ口委員と私とで調査をいたしました。資料は 19 ページから 24 ページを参照してください。変更前の用途区分は田で4筆 2,455 m<sup>2</sup>を、変更後の用途を農業用施設、農業研究、野菜調整室及び事務所に変更する申請です。申請地の南側に農業用ビニールハウスを建て、そこで野菜を栽培予定であり、申請地が有機農業研究室、野菜調整室、事務所の建設に適しているための申請内容です。農用地の集団化、農作業の効率化、総合的な利用に支障はなく、申請地付近の農地利用集積に支障はなく、土地基盤整備事業との関連に支障はないと思われまので、計画変更はやむを得ないと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                      ありがとうございます。令和 4 年度は、本市の場合は農振整備計画、いわゆる農振の全体見直しをして、県とも協議を済ませて公告に入っていたんですけど、その後この分の農用地区域内の用途区分の変更、いわゆる水田から農業用施設、農業用の建物に用途を変えんということの申出が、〇〇から出されたために、軽微な変更ですけど、農振整備計画を変更する必要性が生じたということで、それに対する農業委員会としての意見を求められているということです。現地調査の報告のとおり、特に基盤整備への影響もないということで、土地利用との観点からも特に問題はないということなので、整備計画の変更はやむを得ないという意見でした。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

井手迫推進委員        いいですか。

議長                      はい、どうぞ。

井手迫推進委員        これはいつ頃作られるんですか。農業用施設をいつ頃作るとか計画はないんですか。

議長                      事務局、わかりますか。

松原主査            事業計画的にはまだですね、その日にちは入っていないんですけれども、今回の意見聴取によって農政課に回答しますので、その後農政課から〇〇へ通知を出すということです、それから5条申請等が出てきます。その際にいつ頃建設予定というのが出てきます。

議長                井手迫推進委員は、いいですか。

井手迫推進委員    はい。

議長                久木山委員どうぞ。

久木山委員        令和5年度までには全部終わるのかと思って。今回こういう変更も上がってきたんですが、1年以上経っていますので、できれば早く稼働させていけるような形の方がいいのかなと個人的には思っております。

議長                今説明が事務局からありましたように、〇〇からは、農用地の用途区分の変更の申出が農政課に出されて、それに伴って整備計画を変更する手続きに入っていて、それに付随して農業委員会の意見を聞き、うちが「やむを得ない」と回答をすれば、農政課の方は文書決裁をしてから申請者に対して、「適当である」と回答をすると思います。農業用施設であっても建物ですので、農地法上の許可申請、5条申請がいるわけです。それで、5条申請が上がってくると思います。それと3条申請も一部、まだ南東側にビニールハウスを作る所の一部についても、まだ名義が変わっていない所もありますので、その3条申請と合わせて、今後5条申請も上がってくるという流れになって、許可を出せば具体的な施設の整備が始まるということになってくると思います。木場委員は、何かありますか。

木場委員            今の所は4年位前に、私と西村委員とで3条申請の調査をして、その奥の方を埋め立ててハウスを作り、1年後は何を作るという申請が出てきていたんです。全然何もされていないので、この前その話を〇〇の方に聞いたら、使うつもりでいた埋め立てる所の土の話がうまくいってなくて、先に進まないと言っていました。こっちの倉庫とかがすぐできると思っていらっしまったのかと思うんですが、集荷場とか色々なものができてから、建物ができるのかなと思ったりしています。

議長                他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第7議案第 21 号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましては、20 ページ掲載のとおり、変更後の用途は農業用施設であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと認めますという内容で回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第 21 号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましては、20 ページ掲載の内容で回答を市長に対して実施するというので、決定いたしました。ありがとうございます。

議長

以上で、議案の審議は終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_